

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成24年6月
総務省自治税務局

1 改正の趣旨

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第115号）の施行等に伴い、法人住民税、法人事業税及び地方法人特別税に係る様式及び記載要領について、所要の整備を行うもの。

2 主な改正の内容

（1）欠損金繰越控除制度の改正への対応

欠損金繰越控除制度について、一定の法人はその繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額を控除限度額とすることとされたこと及び繰越控除期間が7年から9年に延長されたこと等に伴い、所要の措置を講じる。

（2）利子割控除及び外国税額控除の当初申告要件廃止への対応

道府県民税利子割額及び外国法人税等の額の道府県民税法人税割額からの控除について、当該法人税割額に係る申告書又は更正請求書に控除額等を記載した書類の添付がある場合に適用することとされたことに伴い、所要の措置を講じる。

（3）復興特別法人税の創設への対応

復興特別法人税の創設に伴い、外国税額控除に係る様式について所要の措置を講じる。

（4）その他

その他法人税の様式改正に伴う所要の措置等を講じる。

3 施行期日

公布の日から施行する。